

平成27年国勢調査有識者会議（第5回）

議 事 要 旨

1. 日 時 平成27年5月15日（金）17：00～18：30
2. 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室
3. 出 席 者
構 成 員：堀部政男座長，太田真嗣委員，大林千一委員，玄田有史委員，萩原雅之委員，坂東眞理子委員，廣松毅委員，菅幹雄委員，藻谷浩介委員
オブザーバー：古川宏之東京都総務局統計部人口統計課長
浅野誠章岐阜市企画部統計分析課長
山下信幸大阪市都市計画局企画振興部統計調査担当課長
総 務 省：會田統計調査部長，植山調査企画課長，岩佐国勢統計課長，伊達国勢統計課調査官，荒井国勢統計課環境整備企画官，小松崎統計情報企画室長 他
4. 議 事
(1) 平成27年国勢調査の準備状況について
(2) 平成27年国勢調査の広報について
(3) 平成27年国勢調査事後調査の実施計画について
(4) その他
5. 配布資料
資料1-1 平成27年国勢調査主要事務日程（案）
資料1-2 平成27年国勢調査 オンライン調査関係スケジュール
資料2 平成27年国勢調査の広報について
資料3 平成27年国勢調査事後調査の概要
参考 平成27年国勢調査有識者会議（第4回）議事要旨
6. 議事要旨
○ 事務局から資料に基づいて説明を行い，その後，意見交換が行われた。

【主な質疑応答】

(1) 平成27年国勢調査の準備状況について（議題1関係）

- オンライン調査の電子調査票は英語版を用意しているとのことであるが，日本語も英語もわからないという外国人の場合は，オンラインでの回答が困難になると思われるが，そのあたりはどのようにフォローしているか。
⇒ 今回は「インターネット回答の操作ガイド」に簡単な英語の注釈を入れており，英語を理解できる方はオンラインで回答いただくという形にしている。ご指摘のケースのような場合は，従来通り，調査票の対訳を用いて紙で回答いただくことになる。
- 調査期間中は，自然災害やオンライン調査システムの障害が発生する可能性がゼロではない。もし大変な災害が起こった場合には，調査員の安全確保の問題など実査の部分で影響が出ると思われるが，どのような対応が必要だとかまとめてあるのか。
⇒ 委員ご指摘のように，システムに関してはいろいろなケースを想定したテストを実施しているところであるが，それでもなお想定外のトラブルは発生しないと言い切れないので，危機管理マニュアルを整備し，緊急時の連絡体制や調査員のフォローなどどのような対応が必要かをまとめているところである。
- 調査期間中に災害が発生した場合は，被災地域だけで再調査をするのか，それとも震災時の労働力調査のように，そこはある種の欠損として別のかたちで試算するのか。
⇒ これまでも，災害発生時には調査を中断し，改めて再調査を実施したケースはある。まずは，災害発生時における現場での安全確保が第一なので，被災地の状況を見極めた上で速や

かに判断する必要がある。また、再調査を実施する時期についても被災状況によって数週間時期をずらせば調査可能な場合もあれば、数ヶ月単位という場合もあるのでケースバイケースで対応することになる。

(2) 平成27年国勢調査の広報について（議題2関係）

- 特になし

(3) 平成27年国勢調査事後調査の実施計画について（議題3関係）

- 調査事項11「国勢調査を受けましたか」について、選択肢が「受けた」、「わからない」及び「受けてない」となっており、「わからない」と「受けてない」はそこで回答が終了となっている。これはあまりにあっさり引き下がっているのではないか。なぜ受けていないのかなどの背景を把握しなくてよいのか。
 - ⇒ 調査を受けていなかった場合の背景としては、調査事項9及び10（9月10日から10月20日までの間に 常驻地以外で寝泊まりした場所の有無及び理由）において、調査期間中の不在状況を把握しており、回答がなかった場合の背景を把握できるものと考えている。11欄以降では、調査を受けた者でしか答えられないような設問を配置している。
- 調査事項12、13及び14について、世帯員項目とされているが、これらの項目は世帯項目とすべきではないか。
 - ⇒ 事後調査は、本体調査の約1ヶ月半後に実施するため、人口移動が想定される。例えば、本体調査の際には一人暮らしをしていた息子が、事後調査時点には実家に戻ってきて同居している場合など、同じ世帯でも本体調査を別に受けていた場合なども想定されるため、世帯員項目としている。
- 調査事項11の質問表現が気になる。「回答しましたか」ではだめなのか。調査票は受領したけれど、回答はしなかったという世帯は、「受けた」なのか、「受けなかった」なのか。回答世帯によって差があるのではないか。世帯が解釈に困ることがないように、「調査票の記入のしかた」などで十分な説明をするなどの配慮が必要である。
 - ⇒ 調査票は既に政策統括官室の承認の受け決定しており、変更は難しいが、「調査票の記入のしかた」で十分な説明を記載するなど配慮したい。

7. 次回予定

事務局から別途連絡

以 上
<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>